

## 滋慶医療科学大学院大学 障害学生修学支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、滋慶医療科学大学院大学における障害のある学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害等の障害があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配するとともに、障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

### (研究科長の責務)

第4条 研究科長は、学長の命を受け、当該研究科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう、具体的支援方策等を構ずる責務を有する。

### (教職員の責務)

第5条 教職員は、当該研究科の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配するとともに、障害のある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

### (支援実施体制)

第6条 障害のある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、学生生活委員会において審議し策定する。

2 事務部においては、前項の実施計画にしたがって障害のある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 支援は、障害のある学生が所属する研究科が主たる責任を持つものとする。

4 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生生活委員会は関係部局間の調整を行うものとする。

### (規程類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長及び研究科長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

### (事務)

第8条 支援に関する事務は、事務部において処理する。

### (補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 9 月 9 日から施行する。